

[事案 30-39] 契約無効請求

・平成 30 年 9 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から解約返戻金等について事実と異なる説明を受けて契約したこと等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 6 月に契約した終身保険について、以下の理由により契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)代理店の募集人から、本契約の解約返戻金は、その一部を金利がかからずに下ろすことができ、銀行への貯蓄の代わりになるとの説明を受けたが、実際は契約者貸付であり、金利もかかることが判明した。
- (2)貯蓄であるとの前提にもとづき、貯蓄すべき金額全額を本契約の保険料として支払っていたため、急な出費により保険料の支払いが困難になり、本契約が失効した。

<保険会社の主張>

申立人の主張する誤説明等の事実は認められないが、契約成立の経緯から、募集人が十分に申立人の意向を把握できていなかった可能性が高い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。